

事 務 連 絡
令和2年5月19日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

講習会等の再開に係る許可事務の留意事項について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に関連する講習会（以下「講習会等」という。）が当面の間中止・延期となっていたところであるが、一部地域においてオンライン講義等を活用した講習会等の再開に向けた方針が発表されているところである。講習会等の再開に当たり、許可事務においては、下記の事項に御留意願いたい。

記

再開された講習会等の修了証が許可の申請者から添付書類として提出された際には速やかに審査を行い、許可事務の円滑な遂行をお願いしたい。

また、引き続き講習会等が中止又は延期となっている地域があり、さらに講習会等を再開する地域においても再開までは時間があることから、「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に関連する講習会等の中止・延期に伴う更新許可事務の留意事項について」（令和2年4月1日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた更新許可事務における対応について（通知）」（令和2年4月27日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長）においてお知らせした内容を踏まえ、引き続き許可事務等に係る柔軟な対応や合理化を図られたい。